

# 水洗便所設備資金助成貸付申請 提出書類一覧

○: 必須、△: 該当する場合のみ

提出書類	申請区分	貸付金		一般助成金		第一種特別助成金		第二種特別助成金	
		○	△	○	△	○	△	○	△
申請時に必要なもの	水洗便所設備資金助成・貸付申請書(その1)(その2)	○		○		○		○	
	計画確認申請書 正(位置図、配置図、縦断面図添付) →申請時には、正の写しを管路保全課へ送付する。	○		○		○		○	
	世帯全員記載の住民票の写し(発行日より3か月以内) (別世帯同居家族がいる場合はその世帯分も必要。)								○
	家屋課税台帳の写し(発行日より3か月以内)					○		○	
	収入が確認できるもの(以下、例) ・市民税・県民税課税証明書又は非課税証明書 (本人及び連帯保証人分。発行日より3か月以内) ・源泉徴収票の写し (本人及び連帯保証人分)	○							
	滞納の無い証明(居住する区役所等の税務課にて発行) (本人及び連帯保証人分。発行日より3か月以内)	○							
	市民税・県民税課税証明書又は非課税証明書 (世帯構成員又は同居する親族全員分。発行日より3か月以内)								○
	生活扶助等受給証明書(発行日より3か月以内)					○			
	理由書(自由書式) (告示後3年以上経過している場合のみ)	△		△		△		△	
	決議書(分譲マンション等の大型浄化槽を廃止する場合で、管理組合の理事長等が申請者となる場合のみ)	△							
調査同意書	○								
完了届出書の写し	○		○		○		○		
助成・貸付対象工事費計算書及び※積算書 (計算が合っているか要確認。金額訂正には押印が必要。)	○		○		○		○		
清掃工、消毒工の工事費がわかる領収書又は請求書のコピー(大型浄化槽廃止工事の場合のみ)			△		△		△		
当初申請金額超過理由書(自由書式) (計算書の助成・貸付対象工事費が申請時の助成・貸付対象工事費を上回った場合のみ添付する。)	△		△		△		△		
請求書(兼委任状)	○		○		○		○		
借用書	○								
印鑑登録証明書(発行日より3か月以内)	○								
変更図面(設計変更の場合のみ)	△		△		△		△		
口座振替納付届(口座引落による返還の場合のみ)	△								

※雨水排水分流化工事、共同排水設備工事を併せて行なう場合は、別途積算書が必要。